

で、様式第九から様式第十二まで、様式第十四若しくは様式第十九の二、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは八条の二に規定する様式第三十九条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の二に規定する様式第三第二項に規定する様式第六十四条の三、同規則第二十八条の三に規定する様式第六十五条の三に規定する様式第六十五条の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五条の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五条の六、同規則第五十二条に規定する様式第六十五条の九、同規則第五十三条第二項に規定する様式第六十五条の九、同規則第五十七条の二第三項に規定する様式第六十五条の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五条の十七、同規則第六十条第五项に規定する様式第六十五条の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五条の十五、同規則第六十条第六项に規定する様式第六十五条の二十一、同規則第六十五条の十九、同規則第六十条第五项に規定する様式第六十五条の二十三第一項に規定する様式第六十五条の二十九、同規則第六十条第六项に規定する様式第六十五条の二十五」と、第十三条第六项第一項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判」である。